

# NICE 電子申請マニュアル

(一財) 滋賀県建築住宅センター

## I はじめに

### 1) 概要

NICE 電子申請とは、通常、書面（紙）により申請いただいている申請書や設計図書を、ご使用のパソコンからインターネットを利用して電子データで事前相談を行って頂き、事前相談終了後に本申請を行うことで建築確認における申請が可能となります。建築確認後の変更申請や中間検査申請および完了検査申請についても NICE 電子申請を利用することが可能です。よって、お客様はご来所いただく必要がなく、24 時間 365 日いつでも申請いただけます。なお、センターの業務時間外、定休日等にご申請の場合は、受付日は翌営業日となりますのでご了承ください。

### 2) 用語の定義

#### ① NICE 電子申請システム（以下、「NICE システム」といいます。）

センターが運用する確認検査の業務の申請書作成及びデータ送信のための申請ソフトです。これ以外に、申請書を添付することにより、適合証明や住宅性能評価等の申請も可能です。

#### ② WEB 事前相談

インターネットを利用して NICE システムにアクセスし電子データにより事前相談を行うことをいいます。

#### ③ 電子申請

NICE システムによりデータで本申請の手続きを行うことをいいます。

#### ④ 利用者登録

NICE システムの利用に必要な利用者 ID 及びパスワードの発行のために、NICE システムを利用して氏名、メールアドレス等の登録をしていただくことをいいます。

#### ⑤ 利用者

NICE システムを利用して NICE 電子申請を行う個人及び法人等をいいます。

#### ⑥ 利用者 ID

利用者を特定するため、利用者登録時にセンターが付与する一意の符号をいいます。

#### ⑦ パスワード

利用者を特定する際のセキュリティを目的として、利用者が指定し、管理する符号をいいます。

#### ⑧ 電子ファイル

NICE システムを利用して添付する書類（電子データ）をいいます。

#### ⑨ 入力情報

NICE システムに入力した物件情報をいいます。

### 3) 対象の建築物等

建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号及び第 3 号（建築基準法第 68 条の 11 第 1 項による型式部材等製造者認証を受けたものに限る）に掲げる建築物

※A2 版以上の大きさの紙により印刷しなければ内容を確認できない物件等については、印刷の関

係から受付できません。

#### 4) パソコンの環境等

センターのNICEシステムをご利用いただくためには、パソコン等の環境が以下のとおりの必要があります。

##### ① 推奨するブラウザ

※ブラウザとは、インターネットを利用するためのソフトウェアです。令和5年10月から、NICEシステムをアプリ版からブラウザ版に移行することにより、原則、すべてのブラウザでNICEシステムの利用が可能になりました。

##### ② 通信回線

・通信回線はSSL回線を使用し、情報セキュリティの確保に努めています。

## II ご利用方法

### 1) 利用者の登録

NICEシステムをご利用いただくためには、「センター友の会」への会員登録(会社ごとに1名以上)と「NICEシステム」の利用者登録をしていただく必要があります。

- ① : メールアドレス1件につき、1ID・1パスワードが付与されますが、第3者の方を“パートナー登録”していただくことにより、第3者の方も利用者登録をしていただいた上で共有の設定をしていただくと、同じ物件を閲覧等することができます。
- ② : 代表する方がNICEシステムの利用者登録後、NICEシステム内の「社員管理」機能をご利用いただくと、社内の方を自由に利用者登録することが可能になります。

### 2) 建築確認申請

#### ①WEB 事前相談

NICEシステムによる事前相談は、確認申請書の情報を直接NICEシステムに入力し、それ以外の設計申請図書等の電子ファイルをNICEシステムにアップロードすることにより行います。詳細な申請方法等につきましては、別途「NICE Web 申請システム 操作マニュアル」をご覧ください。

※添付可能なデータのファイル形式 : pdfのみとします。

#### ②本申請

補正等を行い、事前相談完了後に本申請を行います。なお、申請方法は以下のいずれかとなります。

##### イ 紙申請 (電子的申請)

書面にて本申請の手続きを行うことをいいます。この際、使用される書面はWEB事前相談を行った後の書面に限ります。

最終の補正データを必要部数書面に印刷し、審査を担当いたしましたセンターの事務所までご郵送又はご持参ください。

##### ロ 電子申請

NICEシステムで本申請の手続きを行うことをいいます。

最終の補正データを申請いただきます。なお、一部の申請図書等（浄化槽設置調書 等）には電子データによる提出ができないものがあります。そのような書類につきましては別途紙により提出いただきますが、電子データにより提出できる申請図書を紙で提出することはできません。

### ③本申請の受理

本申請されました申請図書等が、最終の電子データと相違ないことをセンターで確認させていただきました後、本申請の受理をさせていただきます。

### ④確認済証の発行

センターの担当確認検査員による決裁後、確認済証を発行いたします。

### ⑤確認済証の交付

確認済証につきましては、紙によるお渡しとなります。申請時に、受取方法で手渡し（本申請を行った事務所）又は郵送（代理者あてになります）を選択ください。

#### イ. 郵送の場合の副本

電子データとなりますのでNICE システムからダウンロードしていただきますよう、お願いいたします。ご希望により有料で書面交付も可能です。

#### ロ. 手渡しの場合の副本

ご希望により、書面交付いたします。

## 3) 中間・完了検査申請

紙申請・電子申請に関わらず、その物件の確認申請がWEB 事前相談され、完結していることが条件です。

紙申請・電子申請に関わらず、必ずNICE システム内で検査予約を行ってください。

### ①検査申請の事前相談

検査申請の事前相談は、検査申請書の情報を直接NICE システムに入力し、それ以外の設計申請図書等の電子ファイルを NICE システムにアップロードすることにより行います。また、検査予約日をチャット欄にご記入いただく事により、検査日の予約を行います。検査希望日を含め 10 日前から 4 日前まで（営業日）の検査申請の事前相談が可能です。

詳細な申請方法等につきましては、別途「NICE システム 操作マニュアル」をご覧ください。

※添付可能なデータのファイル形式 : pdf のみとします。

### ②本申請

補正等を行い、事前相談完了後、本申請を行います。申請方法は以下のいずれかとなります。どちらによる申請でも検査予約日の2営業日前の午前中までに本申請の受付が完了していることが必要です。

#### イ 紙申請

書面にて本申請の手続きを行うことをいいます。この際、使用される書面はWEB事前相談を行った後の書面に限ります。

最終の補正データを必要部数書面に印刷し、審査を担当いたしましたセンターの事務所までご郵送又はご持参ください。

#### ロ 電子申請

NICEシステム上で本申請の手続きを行うことをいいます。

最終の補正データを申請いただきます。なお、一部の申請図書等（浄化槽設置届 等）には電子

データによる提出ができないものがあります。そのような書類につきましては別途紙により提出いただきますが、電子データにより提出できる申請図書を紙で提出することはできません。

③本申請の受理

本申請されました申請図書等が、最終の電子データと相違ないことをセンターで確認させていただきました後、本受付をさせていただきます。

④現場検査

検査時間については、検査前日にセンターからお電話にて連絡させていただきますが、ご不在等により連絡がつかない場合、お手数ですがセンターにお問い合わせいただくか、ホームページにてご確認ください。

⑤検査済証等の発行

センター担当検査員による決裁が終了いたしましたら、検査済証等を発行いたします。

⑥検査済証等の交付

検査済証等につきましては、紙によるお渡しとなります。申請時に、受取方法で手渡し（本申請を行った事務所）又は郵送（代理者あてになります）を選択ください。

4) その他の申請

当センターでは、軽微な変更説明書、誤記訂正願い、取下げ届等の建築基準法による申請や性能評価関係の申請もNICEシステムにより申請が可能です。建築基準法による手続き手順につきましては、建築確認申請に準じます。

III お問い合わせ等

本システムの利用に関するお問い合わせ先

〒525-0050 滋賀県草津市南草津三丁目 12 番地 6

(一財) 滋賀県建築住宅センター 確認審査部

TEL 077-569-6505

E-mail : [skj41@zai-skj.or.jp](mailto:skj41@zai-skj.or.jp)

FAX 077-569-6561

http : [www.zai-skj.or.jp](http://www.zai-skj.or.jp)